

松浦市議会基本条例（概要）

前文 第1章（総則） 第2章

（議会及び議員の活動の原則等）

第3章（市民と議会との関係）

第4章（市長等と議会及び議員

との関係） 第5章（政策立案等

の推進） 第6章（政治倫理、議

員報酬等） 第7章（議会の体制

整備） 第8章（他の条例等との

関係及び見直し手続） 附則

前文では、この条例の制定の背景と継続的な改革や資質の向上に努め、市民の負託に応えていく決意をうたっています。

第1章ではこの条例の目的や最高法規制、基本理念などを定めています。

第2章では、議会や議員の活動の原則、災害発生時などの行動について定めています。

第3章では、市民参加および協働の推進と広報の充実を定めています。

第4章では、執行機関と議会・議員との関係について定めています。

第5章では、委員会において調査研究を積極的に行い、政策立案などに努めることや委員同士の自由討議を積極的に行うことなどを定めています。また、研修の充実や他自治体議会との連携について定めています。

第6章では、政治倫理や議員報酬などに関することを定めています。

第7章では、議会の立法機能などを向上させるために議会事務局や議会図書室の充実に努めることなどを定めています。

第8章では議会に関する条例などを制定または改廃する場合に、この条例の規定との整合性を確保しなければならないことや、この条例の施行の状況を検証・公表し、適切な措置を講じることを定めています。

政務活動費について（概要）

政務活動費は、条例に基づき、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会の会派または議員に対して交付することができる金銭的給付です。

松浦市議政務活動費の交付に関する条例では、議員一人当たりの交付額や政務活動費を充てることのできる経費の範囲を次のように定めています。

- ・ 交付額 月額1万円(年12万円)
- ・ 経費の範囲（条例別表）
- ・ 調査研究費、研修費、広報費、要請・陳情活動費、会議費、資料作成費、資料購入費、人件費、事務所費

2月臨時会

2月17日に臨時会を開催し、議案2件を審議しました。

審議結果は、次のとおりです。

●専決処分の承認について

（令和2年度松浦市一般会計補正予算（第10号））

・・・可決

●令和2年度松浦市一般会計補正予算（第11号）

・・・可決

議会日誌

2月

4日◇議会改革特別委員会作業部会

8日◇議会改革特別委員会

9日◇市議会全員協議会

12日◇長崎県後期高齢者医療広域連合議会定期総会

（長崎市）

15日◇北松北部環境組合議会定例会

（平戸市）

17日◇議会運営委員会

◇2月市議会臨時会
26日◇議会運営委員会

3月

5日◇19日

◇3月市議会定例会

10日◇議会運営委員会

◇議会改革特別委員会

19日◇議会運営委員会

4月

8日◇長崎県市議会議長会定期総会

15日◇鷹島海底遺跡保存活用特別委員会

19日◇広報特別委員会

26日◇議会運営委員会

◇4月市議会臨時会



長崎県市議会議長会定期総会（松浦市開催）